

アダプトプログラム活動マニュアル

◆ 活動の内容(処理方法)

1 清掃活動により収集したごみについて

- ① 収集した散乱ごみ等は、分別のうえ市指定の収集袋に入れて、当該区域に属する集積場所に出してください。(当該区域の区長、環境保全推進員の了解を事前に得てください。)
- ② 活動区域に既存のボランティアによる清掃活動が行われていることがわかった場合は、その清掃活動団体と調整をしてください。
- ③ 活動日は、なるべく当該区域のごみ収集日を参考に決めてください。
- ④ 「燃やすごみ」「破碎ごみ」は、各々の指定袋で各々の収集日に出してください。
- ⑤ 空き缶、空きびん、ペットボトル等の資源は、各々の収集日に出してください。また、汚れがひどい空き缶、空きびん、ペットボトル等や、食べ残しの入っているレジ袋等の非衛生的なごみ(リサイクルできないごみ)は、ボランティア袋(各袋に団体名を記入)に入れて破碎ごみの収集日に出してください。
- ⑥ 除草した草は、燃やすごみの収集日に出してください。ただし、大量になる場合は、事前に管理課にご相談ください。
- ⑦ 犬等の糞があった場合は、燃やすごみの収集日に出してください。
- ⑧ 下記の廃棄物については、管理課までご連絡ください。
 - ア 犬・猫等の動物の屍体
 - イ 放置自転車・自動車などの大型廃棄物
 - ウ その他処理できない廃棄物
- ⑨ スプレー缶、電池、充電式の製品などの「危険ごみ」は、他のごみと分けて透明な袋に入れて、ごみ政策課までご連絡ください。

2 情報の提供について

活動区域に次のような事項がありましたら、管理課までご連絡ください。

- ア 道路や施設(標識、ガードレール等)の破損
- イ 街路樹の損傷
- ウ 公園の遊具等の損傷
- エ その他異常な事態

3 その他環境の美化のために必要な活動について

上記以外の活動で皆様のご希望が特にありましたら、管理課と相談して決めます。(例 花壇の植栽)

◆ 活動の条件

- ① 活動回数は、年4回以上とし、皆様が無理なく活動できる範囲でお願いします。
- ② 活動は、日の出前、日没後、霧や雨で視界の悪い時はさけて、天候の良い日に行ってください。交通量の多い道路では、事故等に十分注意して活動を行ってください。交通安全上問題がありますので、道路の中央分離帯は対象外とします。

- ③ 未成年者が参加する場合は、20 歳以上の責任者や保護者の監督をお願いします。
- ④ 未成年者だけの団体の場合は、20 歳以上の監督者が必要です。
- ⑤ コロナウイルス等の感染症への対策を行いながら活動してください。(別紙:別紙(愛知県発行):「清掃活動を実施する際の注意事項」を参照ください)

◆ 管理課(活動区域の公共施設を管理等する市の部署)

美化活動をされる公共施設を管理する部署です。市の窓口となり、美化活動を実施するため必要な連絡、相談事項を担当します。

(例)市道の管理課 → 道路課

◆ 傷害保険等の加入

市では、活動中にケガをされた場合や、活動中に第三者に及ぼした傷害賠償責任を負った場合のために、ボランティア活動保険に加入しますので、ボランティア名簿を管理課に提出してください。万一、事故等が発生しましたら、直ちに管理課までご連絡ください。

また、新規加入された方は、保険加入手続きが必要ですので、管理課までご連絡ください。

◆ 清掃用具等の貸与・支給

市では、活動に必要な清掃用具等を貸与・支給します。清掃用具等貸与・支給依頼書(別紙)を管理課に提出し、受領してください。

◆ アダプトサインの設置

市では、ご希望があれば、一定条件のもと、登録団体名の入った活動区域であることを示す表示板(アダプトサイン)を設置します。

(条件) 5 名以上の団体、設置場所の確保、継続的な活動の確認

◆ 年間活動報告書等の提出

毎年度末の 3 月 31 日までに年間活動報告書(様式第4)及び次年度のボランティア名簿(別紙)を管理課に提出してください。

◆ 辞退届

辞退される場合は、管理課にご相談のうえ、里親辞退届(様式第2)をご提出ください。

あなた(団体名)の現在の管理課は、以下のとおりです。

部課名	
電話番号	
FAX番号	